

〈PDF版〉
(全部で13ページ)
ございます

傷害型共済

ご加入のしおり

県民共済

2014.10

県民共済の「傷害型共済」は、交通事故その他の不慮の事故について保障を必要とされる方にひろくご利用いただくために開発されたもので、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上をはかることを目的としています。そのためこの趣旨に賛同された方が、出資金を払い込み組合員となってご利用いただくことになります。

この「ご加入のしおり」は、傷害型共済へのご加入上の重要なことが説明されていますので、必ずご一読のうえ加入証書とともに大切に保管くださるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら県民共済までお問い合わせください。

ご加入に関することについて

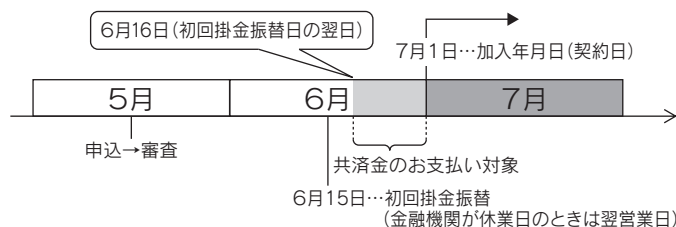
第1 ご加入の資格

ご加入いただけるのは、お申し込みの日(申込書受付日。郵送の場合は消印日。以下同じ)において、埼玉県内に居住されているかまたは職場があり、年齢が満60歳以上満70歳未満の方です。なお、この共済において、ご加入者は、共済契約者兼被共済者となります。

第2 保障期間(共済期間)と掛金の払込方法

- 1 保障開始日は、加入証書に記載の加入年月日(契約日)となります。ただし、初回掛金をいただいた日の翌日から加入年月日の前日までの間に共済金の支払事由の直接の原因が発生した場合には、初回掛金をいただいた日の翌日となります。

郵送申込の例)



- 2 県民共済が申込書の内容を審査して承諾したときは、その日から20日以内に加入証書をご加入者にお送りします。
- 3 加入証書の記載項目は次のとおりです。
 - (1) 組合の正式名称
 - (2) ご加入者(共済契約者兼被共済者)の氏名および生年月日、並びにその他の被共済者を特定するために必要な事項
 - (3) 共済金受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 共済金の支払事由
 - (5) 共済期間
 - (6) 共済金額
 - (7) 掛金およびその払込方法
 - (8) 加入年月日(契約日)
 - (9) 加入証書の作成日
- 4 保障期間(共済期間)は、初年度については保障開始日から初めて迎える3月31日までとなります。その後は更新されることにより、事業年度に合わせて毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となり、制度の変更がない限り満80歳になられて初めて迎える3月31日までご加入を継続でき、その時点でご加入は終了となります。
- 5 掛金は、ご指定の口座から毎月15日(ご指定の口座が中央労働金庫の場合は毎月18日。以下同じ)に翌月保障分の掛金として自動振替させていただきます。ただし、金融機関が休業日のときは翌営業日となります。

なお、15日に振替ができなかった場合は、その月の28日に再度振替させていただきます。また、28日にも振替ができなかったときは翌月15日に2ヵ月分を合算して振替させていただきます(「傷害型共済」以外にも「新型火災共済」や「熟年型共済」などにご加入の場合は、その掛金も合算した金額がありませんと振替ができませんので、口座の残高にご留意ください)。

第3 ご加入の更新

ご加入は特にお申し出がない場合や掛金の滞納による失効(「第6 ご加入が失効となる場合」(6ページ))がない場合は毎年自動更新されますので、ご加入者が手続きをされる必要はありません。なお、ご加入が自動更新される場合には、加入証書の発行を省略させていただきます。ただし、(1)~(5)のいずれかに該当する場合、県民共済はご加入の更新をいたしません(ご家族が(4)のみに該当する場合、そのご家族にかかる部分に限ります)。この場合、事業年度末(3月末日)までにご通知します。

- (1) ご加入者(死亡共済金の場合を除く)または共済金受取人が県民共済にこの共済に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
- (2) 共済金受取人が、この共済に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合
- (4) ご加入者、ご家族または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) (1)~(4)のほか、県民共済のご加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

第4 ご加入が無効となる場合

- 1 次の場合は、ご加入が無効となります。
 - (1) お申し込みがご加入者の意思によらなかったとき
 - (2) お申し込みの日において、ご加入者が加入資格の年齢の範囲外であったとき、またはすでに亡くなられていたとき
 - (3) この共済には重複してご加入することはできません。したがって、重複してご加入されたときは、重複分のご加入は無効となります。
- 2 ご加入が無効となる場合、共済金の支払事由が発生していても、そのご加入による共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。

第5 ご加入が解除となる場合

- 1 ご加入者が、故意または重大な過失により、申込書の記載事項のうち、県民共済が共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項として告知を求めた事項について、事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたときは、ご加入は将来に向かって解除されます。なお、この重要な事項には、ご加入者がすでに加入している他の契約(身体の傷害を原因とする共済(保険)事故に対して共済(保険)金を支払う、他の共済(保険)契約をいう)に関する事実を含みます。

この場合、共済金の支払事由が発生した後においても、県民共済は解除することができ、共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、ご加入者または共済金受取人が、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明されたときには、共済金をお支払いします。なお、解除の日までの掛金は返金とはなりません。
- 2 次の(1)~(5)のいずれかに該当する場合には、県民共済は前記1による解除をすることができません。
 - (1) 県民共済が、ご加入の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 県民共済のためにご加入の締結の媒介を行うことができる者(ご加入の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「共済媒介者」といいます)が、ご加入者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。ただし、共済媒介者の行為がなかったとしても、ご加入者が、前記1の県民共済が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときを除きます。
 - (3) 共済媒介者が、ご加入者に対し、前記1の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。ただし、共済媒介者の行為がなかったとしても、ご加入者が、前記1の県民共済が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときを除きます。
 - (4) 県民共済が、ご加入の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき、またはご加入を締結した時(お申し込みの日)から5年を経過したとき
 - (5) 加入年月日(契約日)から2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき
- 3 前記1によるほか、次の(1)~(5)のいずれかに該当する場合についても、ご加入は将来に向かって解除されます。この場合、(1)~(5)までの事由が生じた時から解除した時まで発生した支払事由については、共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。なお、解除の日までの掛金は返金とはなりません。

ただし、(4)のみに該当する場合で、(4)①~③および⑤のいずれかに該当するのがご家族のみであるときは、(4)の事由が生じたときから解除したときまでに発生したそのご家族にかかる支払事由について、共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。

(4)のみに該当する場合で、(4)①～⑤のいずれかに該当するものが共済金受取人のみであるときは、(4)の事由が生じたときから解除したときまでに発生したその受取人にかかる共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。その受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金の残額をその他の共済金受取人にお支払いします。

(1) ご加入者(死亡共済金の場合を除く)または共済金受取人が県民共済にこの共済に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合

(2) 共済金受取人が、この共済に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

(3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合

(4) ご加入者、ご家族または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合

① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) (1)～(4)のほか、県民共済のご加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

4 ご加入の解除は、ご加入者に対する通知により行います。ただし、ご加入者の所在不明、死亡その他の理由でご加入者に通知できないときは、共済金受取人等への通知により行います。なお、共済金受取人等が2名以上のときは、そのうち1名の方への通知となります。

第6 ご加入が失効となる場合

掛金の振替が連続して3ヵ月できなかつた場合、ご加入は失効します。この場合、県民共済は、ご加入者に失効となったことを通知します。なお、失効が確定したときから1ヵ月以内で、かつその間に共済金の支払事由が発生しておらず、県民共済が認めたときは、ご加入を復活できます。

第7 ご加入が取消となる場合

ご加入の締結に際して、ご加入者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は取消となります。この場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。また、共済金の支払事由

が発生していても共済金はお支払いしません。すでに共済金をお支払いしていたときは、県民共済は、その共済金の返還を請求することができます。

第8 ご加入が消滅する場合

ご加入者が亡くなられたときはその日において、または重度障害(「別表1」身体障害等級別支払割合表)の第1級(14ページ)のいずれかに該当する身体障害をいいます)となり共済金が支払われたときは重度障害となった日において、ご加入は消滅となり、終了します。

第9 ご加入者の解約による場合

ご加入者は、将来に向かってご加入を解約することができます。解約の手続きおよび効力については、「第15 ご加入内容の変更、解約などの手続き」の2(13ページ)をご参照ください。なお、この共済には解約返戻金はありません。

第10 掛金の払戻し

1 ご加入が「第4 ご加入が無効となる場合」(4ページ)により無効となる場合、無効となったご加入について、すでに払い込まれた掛金に相当する金額を払い戻します。ただし、すでに割戻金をお支払いしていたときは、その金額を差し引きます。

2 ご加入が「第5 ご加入が解除となる場合」(5ページ)により解除となる場合、すでに払い込まれた掛金のうち、解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を払い戻します。

3 ご加入が前記「第7 ご加入が取消となる場合」により取消となる場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。

4 ご加入が前記「第8 ご加入が消滅する場合」により消滅する場合、すでに払い込まれた掛金のうち、消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を払い戻します。

5 1ヵ月に満たない期間については、掛金の払戻しはされません。

共済金のお支払いに関することについて

第11 共済金のお支払い

1 共済金のお支払いの条件については、〈共済金支払基準〉(8～9ページ)をご参照ください。

2 掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合には、未収掛金が払込猶予期間中に払い込まれるまで共済金の支払いを留保、または支払うべき共済金から未収掛金を差し引きます。

第12 共済金のお支払いができない場合

1 〈共済金支払基準〉(8～9ページ)により共済金をお支払いできない場合のほか、ご加入が無効であったとき、解除されたとき、失効したとき、または取消されたときは、共済金はお支払いできません。ただし、ご加入が解除されたときは、共済金をお支払いできる場合があります。詳しくは、「第5 ご加入が解除となる場合」(5ページ)をご参照ください。

2 ご加入者についての共済金の支払事由が、次の(1)～(10)のいずれかによって生じた場合、共済金のお支払いができません。

- (1) ご加入者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、共済金受取人がご加入者を故意または重大な過失により死亡させた場合で、その受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金の残額をその他の共済金受取人にお支払いします。
- (2) ご加入者または共済金受取人の犯罪行為で、県民共済が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
- (3) ご加入者の自殺または自殺行為
- (4) ご加入者の死刑
- (5) ご加入者の薬物依存*
- *「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、「薬物」には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- (6) ご加入者の精神障害または泥酔状態を原因とする事故

- (7) ご加入者の法令に定める運転資格を有しない運転、最高速度違反(25km/h以上の速度超過)の運転、酒気帯び運転もしくはこれに相当する運転、赤信号無視もしくはこれと同程度の運転、または遮断中もしくは警報中の踏切への立ち入り
- (8) 原因にかかわらず、頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状*のないもの
 ※「他覚症状」とは、神経学的検査、画像診断(検査)または脳波検査等の結果により、客観的、かつ医学的(器質的、神経学的)に外傷性異常所見の証明がなされている状態とし、患者自身の自覚(疼痛等)は含まれません。
- (9) ご加入者の脳疾患、病気または心神喪失
- (10) ご加入者が入院中に治療に専念しないで、医師の指示に従わなかったとき、必要以上の外泊などをしたとき、その他故意に入院を長びかせたものと判断されるとき

<共済金支払基準>

原因	対象	支払事由	保障額	要件	お支払いの限度				
不慮の事故(交通事故を含む)	ご加入者	死亡・重度障害	1,000万円	保障期間内に発生した事故を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内の死亡または障害が対象となります。	死亡共済金と重度障害共済金を重複してお支払いすることはありません。また、死亡または重度障害となり共済金が支払われる場合は、その事故と同一の事故で生じた他の後遺障害はお支払いの対象となりません。				
		後遺障害	<別表1> (14~17ページ)による金額						
	入院	日額 10,000円	1. 保障期間内に発生した事故を直接の原因とした病院、診療所等での治療のための入・通院が対象となります。 2. 入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が、1回につき継続して5日以上となった場合が対象となります。ただし、入院の初日から4日分は免責(支払対象としません)となります。 3. 通院は、1回につき14日以上入・通院された場合で、事故の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。なお、1回につき実通院日数が14日未満でも、入院と通院の合計日数が14日以上であれば、その通院日数は保障の対象となります。	1. お支払いの対象となる入・通院の日数は、1回の入院、1事故の通院につき次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>支払日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>入院日数-4日 (180日分限度)</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>通院日数 (90日分限度)</td> </tr> </tbody> </table>	事由	支払日数	入院	入院日数-4日 (180日分限度)	通院
事由	支払日数								
入院	入院日数-4日 (180日分限度)								
通院	通院日数 (90日分限度)								
ご家族	死亡・重度障害	1人50万円 1人5万円	保障期間内に発生した事故を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保障期間内の死亡または重度障害が対象となります。	死亡共済金と重度障害共済金を重複してお支払いすることはありません。					

備考
1. 「重度障害」とは、(別表1)の第1級(14ページ)のいずれかに該当する身体障害をいいます。また、重度障害共済金の請求前にご加入者やご家族が死亡した場合は、重度障害の状態にならずに死亡したものとみなします。
2. ご加入者やご家族の生死が不明の場合でも、事故により死亡されたものと県民共済が認めたとときは、共済金をお支払いします。
3. 「後遺障害」とは、(別表1)(14~17ページ)の第2級以下のいずれかに該当する身体障害をいいます。保障額についてもご確認ください。
4. 県民共済は、障害の認定について身体障害の状態が確定するまで決定を延期することができます。
5. 「事故」とは、(別表2)(18ページ)で規定する不慮の事故とし、急激で偶発的な外来の事故をいいます。また、(別表3)(19ページ)で規定する所定の感染症は「事故」のお取り扱いとなります。なお、次の場合などは「事故」とはみなされません。 (1) 病気や体質的な要因をお持ちの方が軽微な外因により発症し、または症状が増悪したとき (2) 呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある方に生じた食物などの吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 (3) 病気の診断または治療中に生じたもの
6. プレート抜去、植皮術または瘢痕形成のための保障期間内の入院は、事故の日からその日を含めて180日経過後であっても、その事故による1回の入院日数の限度内でお支払いの対象となります。
7. 「病院、診療所等」とは、(別表4)(19ページ)で規定するものをいいます。
8. 「入院」とは、(別表5)(19ページ)で規定するものをいいます。
9. 「通院」とは、(別表6)(20ページ)で規定するものをいいます。
10. 入院や通院の期間が重複する場合は、入院による共済金や通院による共済金を重複してお支払いすることはできません。
11. 医師の認定により退院して差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、お支払いの対象となりません。
12. 事故のときすでにあった身体障害や傷病の影響により傷害が重大となった場合、または正当な理由がなく治療を怠ったため傷害が重大となった場合は、それらの影響がなかった場合に相当する額の共済金をお支払いします。
13. 「ご家族」とは、ご加入者と同一世帯に属し、住民票によって同一住所に居住していると認められる方をいいます。ただし、勤務や修学、療養などの事情により住居を異にされている方を含みます。

- 3 ご家族についての共済金の支払事由が、次の(1)～(3)のいずれかによって生じた場合、またはご加入者が亡くなられたのと同時もしくはそれ以後に生じた場合、共済金のお支払いができません。
 - (1) そのご家族、ご加入者または共済金受取人の故意または重大な過失
 - (2) そのご家族、ご加入者または共済金受取人の犯罪行為で、県民共済が共済金を支払うことを不適当と認めるもの
 - (3) 前記2(3)～(9)の事由に該当する場合(この場合は「ご加入者」を「そのご家族」と読み替えます)
- 4 共済金の支払事由が発生した場合に、正当な理由がなく、その事実を遅滞なく県民共済に通知することを怠ったとき、または共済金のご請求に際して、共済金受取人が共済金支払請求書類に不実のことを記載し、または共済金支払請求書類や共済金の支払事由にかかる証拠を偽造もしくは変造したときは、支払うべき共済金から、それにより県民共済が被った損害の額を差し引きます。
- 5 地震、戦争、感染症の流行などにより一時に大量の共済金の支払事由が発生し、この共済制度の計算の基礎に影響が生じる場合は、その影響の程度に応じて共済金を削減してお支払いさせていただきます。
- 6 共済金、掛金の払戻金および割戻金の支払いを請求する権利は、3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
- 7 共済金のお支払いなどに関する県民共済の審査決定に不服があるご加入者または共済金受取人は、県民共済の審査委員会に対して異議を申し立てることができます。異議の申立ては、県民共済の審査決定を知った日から60日以内に書面によって行ってください。その場合、県民共済の審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を通知します。

第13 共済金の受取人

- 1 ご加入者についての共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、ご加入者の死亡共済金受取人は、ご加入者が死亡した時点における続柄による、下表の①～⑫の順位において上位の方となります。なお、ご加入者の死亡共済金受取人が、表の②～⑫の場合において複数のときは、その受取割合は均等となります。

ご加入者の死亡共済金受取人とその順位	
①ご加入者の配偶者	
ご加入者と同一世帯に属する*	②ご加入者の子
	③ご加入者の孫
	④ご加入者の父母
	⑤ご加入者の祖父母
	⑥ご加入者の兄弟姉妹
ご加入者と同一世帯に属さない	⑦ご加入者の子
	⑧ご加入者の孫
	⑨ご加入者の父母
	⑩ご加入者の祖父母
	⑪ご加入者の兄弟姉妹
⑫ご加入者の甥姪	

※「同一世帯に属する」とは、住民票によってご加入者と同一住所に居住していると認められることをいいます。ただし、ご加入者と住所を異にしているが、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとします。また、各順序の同一世帯に属する方の中では、健康保険証または税務上等の証明書等によりご加入者によって扶養されていると認められる方を上位とします。

- 2 ご家族についての死亡・重度障害を支払事由とする共済金の受取人は、死亡の場合には、死亡された方の相続人、重度障害の場合には、重度障害になられた方となります。なお、死亡の場合における共済金の受取人が複数のときは、その受取割合は均等となります。
- 3 ご加入者は、県民共済の承認を受けて、次の方に限ってご加入者の死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
 - (1) ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
 - (2) 特別な事情がある場合で、次の方
 - ① 前記1の表②から④までの方
 - ② ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と同居もしくは日常生活において世帯員と同様な生活状態にある方またはそれに準ずる方
- 4 ご加入者の死亡共済金受取人の指定または変更について県民共済が承認した場合には、その指定または変更は、ご加入者が県民共済に指定または変更の通知を発した時から効力を生じます。ただし、その通知が県民共済に到着する前に、県民共済が変更前の死亡共済金受取人に共済金をお支払いしていた場合には、その後共済金の請求を受けても、共済金はお支払いしません。
- 5 前記3および4により、ご加入者の死亡共済金受取人の指定または変更がされた場合は、その後ご加入が更新されたとしても、引き続き同一内容で死亡共済金受取人の指定または変更があったものとし、指定または変更されたご加入者の死亡共済金受取人が、ご加入者の死亡共済金の支払事由の発生前に死亡し、ご加入者により新たなご加入者の死亡共済金受取人の変更がなされなかった場合は、ご加入者の死亡共済金受取人は前記1の表によることとなります。
- 7 遺言により共済金受取人の指定または変更をすることはできません。
- 8 ご加入者の死亡共済金以外の共済金については、受取人を指定または変更することはできません。
- 9 共済金の支払いを請求する権利は、質入れまたは譲渡することはできません。

第14 共済金のご請求からお支払いまで

- 1 共済金の支払事由が生じたときは、遅滞なくお電話または郵便はがきで県民共済までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちにお送りします。ご請求の際には、遅滞なく共済金の請求に必要な書類(「(別表7) 共済金支払請求の場合の提出書類」(21ページ))を県民共済までご提出ください。なお、共済金の請求に必要な書類は、県民共済からお送りする書類に記載されています。
- 2 前記「第13 共済金の受取人」により、同順位の受取人が2名以上のときは、代表者1名をご選定のうえ、その方が手続きをされますようお願いいたします。
- 3 前記1および2により、共済金のご請求を受けた場合には、共済金の請求に必要な書類が県民共済に到着した日の翌日からその日を含めて5日以内に、県民共済の指定する場所において(口座振込により)共済金をお支払いします。ただし、次の(1)～(3)に該当する日は5日に含めません。

- (1) 土曜日および日曜日
 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 (3) 12月29日から翌月3日までの日
- 4 県民共済は、前記3にかかわらず、共済金の支払事由または共済金が支払われない事由の有無、ご加入の無効、解除または取消事由の有無その他県民共済が支払うべき共済金の額を確定するために必要な確認または調査が必要な場合には、共済金の請求に必要な書類が県民共済に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日を共済金の支払うべき期限とします。
- 5 県民共済は、前記4の確認または調査において、下表の(1)~(6)のいずれかに該当し、前記4に定める日までに必要な確認または調査ができない場合には、前記3および4にかかわらず、共済金の請求に必要な書類が県民共済に到着した日の翌日からその日を含めて下表に定める日数(複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最長の日数)が経過する日を共済金の支払うべき期限とします。

確認または調査	日数
(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等への面談または書面等による確認または調査が必要な場合 (2) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等が必要な場合 (3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合	90日
(4) 警察、検察等の捜査機関または裁判所、消防その他公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 (5) 日本国外において、確認または調査が必要な場合	180日
(6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域において、確認または調査が必要な場合	60日

- 6 県民共済は、前記4および5の確認または調査を行う場合には、確認または調査が必要な事項およびその確認または調査を終えるべき時期を共済金を請求された方(共済金受取人の代表者)にお知らせします。
- 7 県民共済は、前記4および5の確認または調査に際し、ご加入者または共済金受取人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む)、これにより確認または調査が遅延した期間については、前記4および5の期間に算入しません。このことは、県民共済がご加入者に対し、医師による診断を求めたときも同様です。
- 8 県民共済が定める共済金の支払うべき期限を超えた期間について、民法(明治29年法律第89号)に基づき遅延利息をお支払いします。

その他の事項について

第15 ご加入内容の変更、解約などの手続き

- 1 ご住所や姓名に変更が生じる場合または掛金振替指定口座を変更される場合、ご加入者の死亡共済金受取人を指定または変更される場合は、すみやかに県民共済までご連絡ください。
- (1) 住所変更の場合は、お電話または郵便はがきで、①ご加入者番

号、②ご加入者の氏名、③新旧の住所・電話番号、④口座変更の有無をお知らせください。なお、他都道府県へ転出される場合は、事前に県民共済へご相談ください。

※ご加入者等への県民共済からのお知らせは、申込書に記載されている住所にて行います。なお、転居等によるご加入者からの住所変更の届出がないときは、すでに届けられている住所への発送をもって、県民共済からのお知らせが届いたものとさせていただきます。

- (2) 姓名変更の場合は、お電話または郵便はがきで姓名変更申請書をご請求いただき、これにご記入のうえ必要書類を添えてお送りください。なお、添付していただく必要書類は、県民共済からお送りする書類に記載されています。
- (3) 掛金振替指定口座を変更される場合は、お電話または郵便はがきで預金口座振替依頼書をご請求いただき、これをご事項を記入のうえお送りください。
- (4) ご加入者の死亡共済金受取人を指定または変更される場合は、お電話または郵便はがきで申請書等をご請求いただき、これに必要な事項をご記入のうえお送りください。なお、ご加入者の死亡共済金受取人の指定または変更は、「第13 共済金の受取人」の3(11ページ)に定める範囲となり、県民共済の承認が必要です。

2 解約される場合は、加入証書裏面の通信欄にその旨を記入され、署名捺印のうえお送りください。解約手続き完了後、お知らせします。掛金の振替は消印日(県民共済に持参されたときはその受付日)の属する月を最後に停止され、保障は最後に掛金が払い込まれた月の翌月末日をもって終了します。

なお、組合からも脱退される場合は、組合員証も同時にご返送ください。「傷害型共済」を解約されても「新型火災共済」や「熟年型共済」などにご加入の場合は、引き続き組合員となっていただきます。

第16 割戻金のお支払い

毎年3月に決算を行い、剰余金が生じたときは3月31日において加入されているご加入者に割戻金としてお戻しします。

割戻金は、前年4月保障分から当年3月保障分として払い込まれた掛金に割戻率を乗じて得た金額を、8月上旬に掛金振替指定口座にお振り込みします。解約や失効などにより3月31日において有効に成立していないご加入などは対象となりません。

なお、割戻金の一部(その年度分として払い込まれた掛金の5%相当)を、組合員の生活の改善と向上をはかる事業資金として出資金に振替させていただきます。お預かりしている出資金は、組合を脱退されるときに定款の定めに従ってお戻しします。

第17 制度内容の変更

この共済は、消費生活協同組合法並びに厚生労働省認可の共済事業規約、実施規則に基づいて運営されており、これらに定めのない事項については、日本の法令に準拠します。

掛金または保障額は死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。

制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。

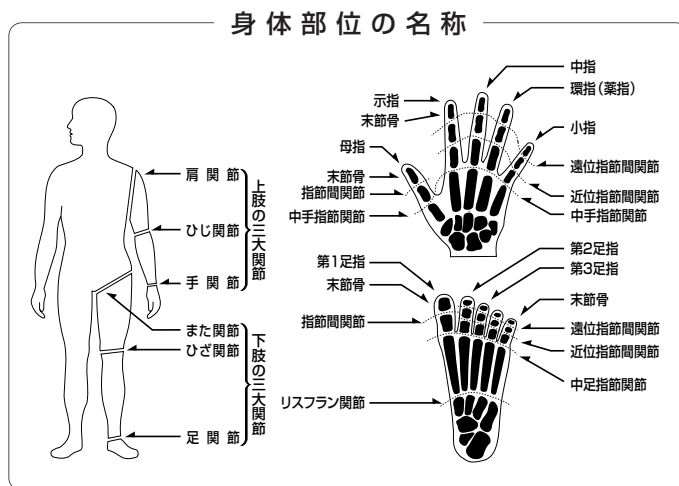
<別表1> 身体障害等級別支払割合表

等級と保障額	障害内容
第1級 重度障害 (支払割合100%) 1,000万円 ※ご家族の 重度障害は 1人5万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したものの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したものの 9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 10. 両眼の視力が0.02以下になったもの 11. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 13. 両上肢を手関節以上で失ったもの 14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 (支払割合90%) 900万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
第3級 (支払割合80%) 800万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したものの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第4級 (支払割合70%) 700万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用を全廃したものの 7. 1下肢の用を全廃したものの 8. 両足の足指の全部を失ったもの
第5級 (支払割合60%) 600万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 8. 1手の5手指または母指を含み4手指を失ったもの
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

第6級 (支払割合50%) 500万円	<ol style="list-style-type: none"> 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手の母指を含み3手指または母指以外の4手指を失ったもの 7. 1手の5手指または母指を含み4手指の用を廃したものの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したものの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
第7級 (支払割合45%) 450万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2手指または母指以外の3手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み3手指または母指以外の4手指の用を廃したものの 5. 1下肢を5cm以上短縮したものの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの
第8級 (支払割合30%) 300万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手の母指または母指以外の2手指を失ったもの 13. 1手の母指を含み2手指または母指以外の3手指の用を廃したものの 14. 1足の第1足指を含み2足指以上を失ったもの 15. 1足の足指の全部の用を廃したものの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの 17. 外貌に相当程度の醜状を残すもの
第9級 (支払割合20%) 200万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 2. 正面視で複視を残すもの 3. そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 4. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1手の母指または母指以外の2手指の用を廃したものの 8. 1下肢を3cm以上短縮したものの 9. 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの 10. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

<p>第10級 (支払割合15%) 150万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または著しい運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6. 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7. 脊柱に変形を残すもの 8. 1手の示指、中指または環指(薬指)を失ったもの 9. 1足の第1足指を含み2足指以上の用を廃したもの 10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
<p>第11級 (支払割合10%) 100万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または著しい運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 1手の小指を失ったもの 10. 1手の示指、中指または環指(薬指)の用を廃したのもの 11. 1足の第2足指を失ったもの、第2足指を含み2足指を失ったものまたは第3足指以下の3足指を失ったもの 12. 1足の第1足指または他の4足指の用を廃したのもの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 外貌に醜状を残すもの
<p>第12級 (支払割合7%) 70万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 3. 正面視以外で複視を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 5. 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7. 1手の小指の用を廃したもの 8. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 9. 1下肢を1cm以上短縮したもの 10. 1足の第3足指以下の1または2足指を失ったもの 11. 1足の第2足指の用を廃したもの、第2足指を含み2足指の用を廃したものまたは第3足指以下の3足指の用を廃したのもの
<p>第13級 (支払割合4%) 40万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3足指以下の1または2足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの

3. 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものと、第1足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
6. 身体障害が複数生じた場合は、最も重い等級の身体障害を基準として共済金をお支払いします。
7. ご加入者すでに身体障害等級別支払割合表に定める程度の障害があった場合(発生時期や原因、過去の共済金のお支払いの有無は問いません)に、新たに加重された障害については、現存の身体障害等級の支払割合からすでに存在していた身体障害等級の支払割合を差し引いて算出した共済金額をお支払いします。
※支払割合について、第1級の保障額を100%とし、第2級以降の支払割合は、第1級の保障額に対しての割合となります。
8. 身体障害等級の認定は、上記1.から7.によるほか、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級)など、労働者災害補償保険における障害等級の認定方法に準じて行います。
9. 身体障害者手帳に記載されている障害の等級とは異なります。



〈備考〉

1. 視力の測定は、万国式視力表により、矯正視力について測定します。
2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

<別表2> 対象となる不慮の事故の定義

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または本質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガス、および蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焔による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用する有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

<別表3> 不慮の事故として取り扱う感染症の定義

不慮の事故として取り扱う「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎(ポリオ)	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)	U04

<別表4> 病院、診療所等の定義

「病院、診療所等」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(ただし、入院の場合には、患者を収容する施設を有する診療所とします)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設並びに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所
- (3) 県民共済が前記(1)の病院または診療所と同等と認めた日本国外の施設

<別表5> 入院の定義

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院、診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、この「入院」に該当しないものとします。

※自宅等での療養や通院での治療が可能であるにもかかわらず入院している場合は、この「入院」に該当しません。

<別表6> 通院の定義

1. 「通院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院、診療所等において医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。なお、平常の生活もしくは業務に支障がない程度に回復した時以降の通院、または医師が通院しなくても差し支えないと認定した時以降の通院は、この「通院」に該当しないものとします。

ただし、県民共済は、実際に通院しない日であっても、骨折等の傷害(切り傷・挫傷・打撲を除く)を被った部位(骨折以外の傷害の場合には、頭部・顔面部・頸部・胸腰部を除く)を固定するため、医師の指示によりギブス等の固定具を常時装着した結果、日常生活に著しい障害があると県民共済が認め、かつ、「固定具装着による実通院扱い限度期間」に掲げる基準に該当するときには、その固定具装着期間の一部または全部を実通院日とみなすことができるものとします。

2. 前記1.の「固定具装着による実通院扱い限度期間」とは、次によるものとします。

分類	実通院扱い限度期間
ギブス	固定具装着期間の全期間
ギブス以外の固定具	固定具装着期間(複数のギブス以外の固定具を切り替えた場合を含む)のうち30日間(ただし、手指・足指の場合には14日間)

<備考>

1. ギブスとは、石膏ギブスおよびプラスチックキャストのことをいい、患者側による取り外しが不可能なものとします。
2. ギブス以外の固定具とは、シーネ(副木)など患者側による取り外しが可能なものとします。
3. 内固定、サポーター、テーピング、三角巾、包帯、絆創膏等は固定具とみなしません。
4. 固定具装着期間は、固定具装着開始日からその日を含めて起算します。また、固定具装着期間内に実通院日がある場合には重複して実通院日とみなしません。
5. ギブス固定からギブス以外の固定具に変更して固定した場合(その逆の場合も含む)には、ギブス固定の期間とギブス以外の固定期間について、それぞれ上記基準のとおり、実通院日とみなします。

<別表7> 共済金支払請求の場合の提出書類

「共済金支払請求の場合の提出書類」は、共済金支払請求書および確認または調査のための承諾書の他、次に掲げるものとします。

共済金の種類		提出書類
死亡共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)加入証書 (2)死亡診断書(死体検案書) (3)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (4)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (5)ご加入者および共済金受取人の戸籍謄本 (6)ご加入者および共済金受取人の住民票 (7)共済金受取人の印鑑証明書
重度障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)加入証書 (2)障害診断書 (3)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (4)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (5)ご加入者の戸籍謄本 (6)ご加入者の住民票 (7)ご加入者の印鑑証明書
後遺障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)障害診断書 (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)ご加入者の印鑑証明書
入院共済金 通院共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)入・通院を証する書類 (診断書・入院証明書) (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書)
ご家族の死亡共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)死亡診断書(死体検案書) (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)当該ご家族および当該ご家族の相続人の戸籍謄本 (5)当該ご家族および当該ご家族の相続人の住民票 (6)当該ご家族の相続人の印鑑証明書
ご家族の重度障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)障害診断書 (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)当該ご家族の戸籍謄本 (5)当該ご家族の住民票 (6)当該ご家族の印鑑証明書

<備考>

1. 県民共済は、上記書類以外の書類(代表受取人選任届、確約書など)の提出を求め、または上記書類の一部の省略を認めることができます。
2. 各種証明書等の取得にかかる費用は、共済金を請求される方のご負担となります。

● お問い合わせは ●

取扱団体
埼玉県認可

埼玉県民共済生活協同組合

〒338-8601 さいたま市中央区上落合2-5-22

☎ **048-855-5221**

共済元受団体・厚生労働省認可

全国生活協同組合連合会

〒336-8508 さいたま市南区沼影1-10-1